

食品安全委員会（第1003回会合）議事概要

日 時:令和7年11月11日(火) 14:00~15:00
場 所:食品安全委員会大会議室
出席者:山本委員長ほか 6名出席
傍聴者:一般25名

(1) 令和6年食中毒発生状況の概要について

→厚生労働省から説明。

本件については、引き続き、厚生労働省をはじめとするリスク管理機関と連携して必要な情報を提供していくこととなった。

(2) 食品安全基本法第11条第1項第1号に規定する食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて

・飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和51年農林省令第35号)別表第2の8の改正

→農林水産省から説明。

本件については、現行の規格基準の内容を変更するものではなく、形式的な改正であることから、食品安全基本法第11条第1項第1号に規定する「食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないとき」に該当するものとし、リスク管理機関(農林水産省)に回答することとなった。

(3) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・飼料添加物 1案件

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第二条第三項の規定に基づく飼料添加物を定める件(昭和51年農林省告示第750号)の改正

→農林水産省から説明。

本件については、当該告示の改正により、人の健康に及ぼす影響が変わるものではないと考えられることから、食品安全基本法(平成15年法律第48号)第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる旨をリスク管理機関(農林水産省)に通知することとなった。

- ・ 遺伝子組換え食品等 3品目

Trichoderma reesei RF5427 株を利用して生産されたキシラナーゼ

→農林水産省から説明。

本遺伝子組換え食品等については、遺伝子組換え食品等専門調査会において審議することとなった。

SGR5 株を利用して生産された 2'-フコシルラクトース

STC2208 株を利用して生産された β -ニコチンアミドモノヌクレオチド

→消費者庁から説明。

本遺伝子組換え食品等については、遺伝子組換え食品等専門調査会において審議することとなった。

(4) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・ 遺伝子組換え食品等「除草剤グルホシネート、ジカンバ、アリルオキシアルカノエート系及びトリケトン系耐性ダイズ MON94313 系統(食品)」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、

「「除草剤グルホシネート、ジカンバ、アリルオキシアルカノエート系及びトリケトン系耐性ダイズ MON94313 系統」については、「遺伝子組換え食品(種子植物)に関する食品健康影響評価指針」に基づき評価した結果、人の健康を損なうおそれはないと判断した。」

との審議結果が了承された。

- ・ 遺伝子組換え食品等「除草剤グルホシネート、ジカンバ、アリルオキシアルカノエート系及びトリケトン系耐性ダイズ MON94313 系統(飼料)」に係る食品健康影響評価について

→頭金委員及び事務局から説明。

本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、

「「除草剤グルホシネート、ジカンバ、アリルオキシアルカノエート系及びトリケトン系耐性ダイズ MON94313 系統」について、「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」に基づき評価した結果、改めて「遺伝子組換え食品(種子植物)に関する食品健康影響評価指針」に準じて安全性評価を行う必要はなく、当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物については、人の健康を損なうおそれはない

と判断した。」との審議結果が了承された。

・遺伝子組換え食品等「チョウ目害虫抵抗性ダイズ MON94637 系統（食品）」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、

「「チョウ目害虫抵抗性ダイズ MON94637 系統」については、「遺伝子組換え食品（種子植物）に関する食品健康影響評価指針」に基づき評価した結果、人の健康を損なうおそれはないと判断した。」

との審議結果が了承された。

・遺伝子組換え食品等「チョウ目害虫抵抗性ダイズ MON94637 系統（飼料）」に係る食品健康影響評価について

→頭金委員及び事務局から説明。

本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、

「「チョウ目害虫抵抗性ダイズ MON94637 系統」について、「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」に基づき評価した結果、改めて「遺伝子組換え食品（種子植物）に関する食品健康影響評価指針」に準じて安全性評価を行う必要はなく、当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物については、人の健康を損なうおそれはないと判断した。」

との審議結果が了承された。

・遺伝子組換え食品等「*Bacillus subtilis* NT106 (pHYT2MPM) 株を利用して生産されたマルトースホスホリラーゼ」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、

「「*Bacillus subtilis* NT106 (pHYT2MPM) 株を利用して生産されたマルトースホスホリラーゼ」については「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物に関する食品健康影響評価指針」に基づき、導入遺伝子の供与体、導入される塩基配列が明らかであること等の導入遺伝子の安全性、導入遺伝子から産生されるタンパク質の毒性及びアレルギー誘発性等について確認した結果、従来の添加物と比較して新たに安全性を損なうおそれのある要因は認められなかった。

以上のことから、「*Bacillus subtilis* NT106 (pHYT2MPM) 株を利用して生産されたマルトースホスホリラーゼ」は、人の健康を損なうおそれはないと判断した。」との審議結果が了承された。